

合併公告

2024年2月22日

株主及び債権者 各位

(甲) 東京都港区芝浦四丁目4番44号
株式会社横河ブリッジホールディングス
代表取締役 高田 和彦

(乙) 東京都港区芝浦四丁目4番44号
株式会社横河ニューライフ
代表取締役 高木 清次

上記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

効力発生日は2024年4月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://www.ynl.jp/>

以上